

信用保証の実務解説

〔不動産条件担保編〕

平成２９年１月

☆ 本書は信用保証協会職員、金融機関職員の業務用として作成したものです。部外秘取扱いとしてください。
☆ 本書の転載・目的外使用等は一切禁止します。

兵庫県信用保証協会

も く じ

I. 不動産条件担保の概要

1. 不動産条件担保とは	1
2. 取扱対象物件	1
3. 担保枠の考え方	1
4. 条件担保の対象となる保証口	1
5. 条件担保を利用する保証の借入限度額	2
6. 火災保険の質権設定	2
7. 条件担保の取扱いができない場合	2
8. 代位弁済	2
9. 担保処分時の弁済(配当)の配分	2

II. 保証申込に係る事務手続き

1. 条件担保の新規利用を伴う保証申込	3
2. 既存の条件担保をそのまま利用する保証申込	4
3. 既存の条件担保の変更を伴う保証申込	4

III. 条件担保の変更・解除等に係る事務手続き

1. 物件の一部解除(一部抹消)	5
2. 物件の全部解除(全部抹消)	5
3. 物件の差替・追加	6
4. 根抵当権の差替	6
5. 根抵当権の順位変更	7
6. 協会担保枠の変更	8
7. 協会担保枠の変更を伴わない根抵当権の極度変更	8
8. 土地の地積更正、換地処分、建物の増築	9
9. 協会担保枠の変更を伴わない先順位プロパー根抵当権間の順位変更、仮換地指定、担保物件名義人の変更	9
10. 個人債務者(個人被保証人)の法人成り	9
11. 債務者(被保証人)・債務者(被保証人)兼担保提供者の死亡	10
12. 担保提供者兼連帯保証人の死亡	12
13. 物上保証人の死亡	13
14. 条件担保物件の滅失、毀損	13
15. 根抵当権の確定	13

IV. 代位弁済に係る事務手続き

1. 確定登記	14
2. 移転登記	14
3. 確定・移転登記の費用	14
4. 火災保険質権の移転	15
5. 弁済(配当)に係る優先・劣後の合意	15
6. 条件外担保の取扱い	15

V. 競売に係る取扱い

1. 競売申立	15
2. 競売配当	15

VI. 弁済(配当)時の充当順序

1. 協会の債権が条件担保債権のみの場合・・・・・・・・・・ 16
2. 協会の債権が条件担保債権と条件担保外債権の両方ある場合・・・・・・ 17

VII. 様式

- ①信用保証依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- ②保証条件変更申込書・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- ③信用保証書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- ④担保別紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- ⑤求償の特約に関する念書・・・・・・・・・・・・ 25
- ⑥委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- ⑦代位弁済証書（一部移転用）・・・・・・・・・・ 27
- ⑧代位弁済証書（全部移転用）・・・・・・・・・・ 28
- ⑨条件担保にかかる弁済配分に関する合意書・・・・・・ 29
- ⑩質権移転承認請求書・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- ⑪質権一部移転承認請求書・・・・・・・・・・・・ 31
- ⑫担保提供者死亡による相続登記の念書・・・・・・・・・・ 32
- ⑬協会劣後弁済にかかる念書・・・・・・・・・・・・ 33
- ⑭競売申立に関する同意書・・・・・・・・・・・・ 34

I. 不動産条件担保の概要

1. 不動産条件担保とは

金融機関が設定した根抵当権を協会が枠取りして当該根抵当権を利用する担保です。

代位弁済に際しては確定登記が行われ、協会へ根抵当権が移転されます。取扱条件には「協会優先」「協会劣後」「同順位」等があります。

2. 取扱対象物件

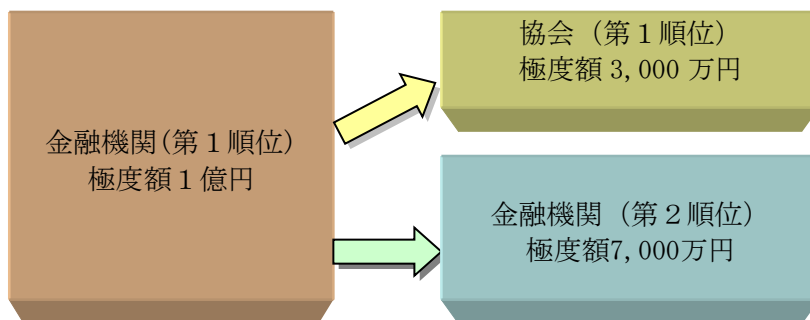
金融機関において現況調査等を完了している物件を条件担保としてください。また、新規に根抵当権を設定する物件も取扱いできます。

3. 担保枠の考え方

金融機関が設定した根抵当権の極度額を「金融機関担保枠」と「協会担保枠」とに分割し、それぞれの担保枠を超えない範囲で互いが利用するものとします。つまり、金融機関設定の確定前の根抵当権を協会へ全部譲渡又は分割譲渡したときと同様の効力が生じることになります。

【例】

金融機関の根抵当権極度額1億円のうち3,000万円を協会優先で条件担保とすると次のようになります。

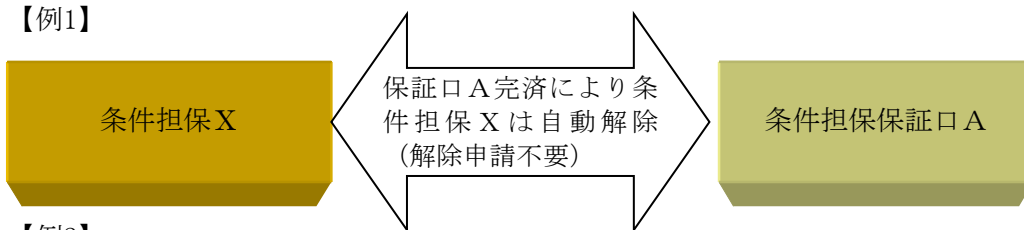


4. 条件担保の対象となる保証口

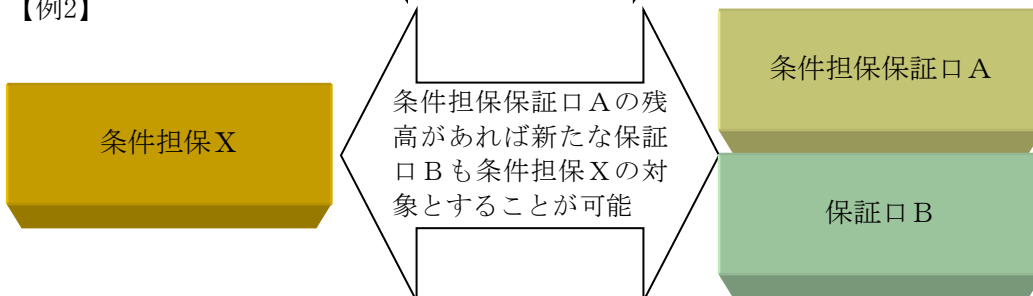
条件担保は、保証承諾時に特定した保証口のみを対象とします。当該保証口が完済すると当該条件担保も自動的に解除されます(解除申請は不要です)。なお、既存の条件担保保証口の残高がある場合に限り、新たな保証口を同一の条件担保の対象とすることができます(注)。

(注) 担保評価等により新たな保証口を既存条件担保の対象にできないことがあります。

【例1】



【例2】



5. 条件担保を利用する保証の借入限度額

条件担保を利用する保証の借入限度額は、原則として「協会担保枠」と同額とします。

例えば協会担保枠が3,000万円とすると、条件担保を利用する保証の保証限度も3,000万円となります。

ポイント

責任共有制度の対象保証についても、保証金額を基準に協会担保枠を算出します。例えば、負担金方式の場合は外形上100%保証なので、原則として借入金額（保証金額）と同額を協会担保枠とします。また、部分保証の場合、原則として借入金額の協会負担部分（80%：保証金額）と同額を協会担保枠とします。

6. 火災保険の質権設定

条件担保物件が借地上の建物で木造の場合は、火災保険金請求権に対する質権を設定していただきます。

7. 条件担保の取扱いができない場合

次に該当する場合は条件担保の取扱いができませんので、ご注意ください。

- ①確定事由が生じている根抵当権
- ②仮差押されている根抵当権
- ③相続登記が未了の根抵当権
- ④抵当権
- ⑤代理貸付
- ⑥共有根抵当権、共用根抵当権
- ⑦その他協会が取扱いできないと判断した根抵当権

8. 代位弁済

代位弁済時には根抵当権を確定の上、協会へ移転していただきます(事務手続きは14P～15P)。

9. 担保処分時の弁済(配当)の配分

金融機関、協会ともお互いの担保枠を上限として、優先・劣後の取り決めに基づき、弁済(配当)を受けるものとします(具体例は16P～17P)。

Ⅱ. 保証申込に係る事務手続き

1. 条件担保の新規申請を伴う保証申込

(1) 提出書類

条件担保を新規で申請する場合は、所定の保証申込書類に次の書類を追加して保証申込みをしてください。

- ①不動産登記簿謄本（全部事項証明書）（写しでも可）
設定内容が確認できるもので直近のものがが必要です。
- ②共同担保目録(写しでも可:直近のもの)又は根抵当権設定契約書(写:追加設定含む)
共同担保の場合に必要です。
- ③住宅地図（所在地略図）（写し）、公図（14条地図）（写し）、地積測量図（写し）、建物図面・各階平面図（写し）
- ④求償の特約に関する念書(印鑑証明書添付要)(様式⑤)
物上保証の場合に物上保証人から徴求します。個人の場合は、「個人情報の取扱いに関する同意書」が必要です。法人の場合は、念書提出を議決した議事録写し（原本証明付）、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）が必要です。

(2) 信用保証依頼書の記入方法

信用保証依頼書(様式①)「貸付条件・内容等」欄に下記のとおり記入します。

項目欄名	選択項目・記入内容
担保有無	2 有
担保種類	1 不動産
設定区分	2 金融機関
担保流用区分	1 新規
備考（担保明細等）	①物件表示（所在地、家屋番号、地目・種類、面積） ②金融機関設定額・順位 ③協会担保枠・優劣 ④その他特記事項 (記入例) 神戸市中央区海岸町1-2、宅地、123.45㎡ 同所1-2、家屋番号2-3、居宅、234.56㎡ 極度額2,000万円、第1順位、協会優先1,000万円

ポイント

区分所有の場合は「一棟の建物の表示」は省略し、「専有部分の建物の表示」を記入してください。

(3) 条件担保の表示

信用保証書（様式③）に添付される担保別紙（様式④）に条件担保の内容が表示されます。当該担保別紙は（変更）保証書とともに原則として当該保証口完済まで保管してください。なお、担保別紙は当該条件担保に係る最新日付の（変更）保証書に添付された内容が有効となります。

ポイント

- ①担保提供者の意思確認を確実に行ってください。なお、後日のトラブルを防止するため、保証付債権も担保されることを十分に説明してください。
- ②条件担保物件が借地上の建物で木造の場合は、火災保険金請求権に対する質権設定をしていただきます。
- ③担保別紙の表示について
信用保証依頼書(様式①)の「備考（担保明細等）」に誤りがあった場合や条件担保の内容を変更して承諾する場合、修正・変更後の内容を担保別紙に表示します。必ず内容を確認した上、貸付実行をしてください。

2. 既存の条件担保をそのまま利用する保証申込

既存の条件担保保証口の残高がある場合に限り、同一の条件担保を対象とした保証申込ができます。

(1) 提出書類

所定の保証申込書類のみとなります。

(2) 信用保証依頼書の記入方法

信用保証依頼書(様式①)「貸付条件・内容等」欄に下記のとおり記入します。

項目欄名	選択項目・記入内容
担保有無	2 有
担保種類	1 不動産
設定区分	2 金融機関
担保流用区分	2 既存(同条件)
備考(担保明細等)	①担保別紙担保番号(協会担保番号) ②その他特記事項 (記入例) 条件担保 0 0 3

(3) 条件担保の表示

信用保証書(様式③)に添付される担保別紙(様式④)に条件担保の内容が表示されます。当該担保別紙は(変更)保証書とともに原則として当該保証口完済まで保管してください。なお、担保別紙は当該条件担保に係る最新日付の(変更)保証書に添付された内容が有効となります。

3. 既存の条件担保の変更を伴う保証申込

既存の条件担保保証口の残高がある場合に限り、同一の条件担保を対象とした保証申込ができます。

(1) 提出書類

既存の条件担保の変更を伴う保証申込の場合は、所定の保証申込書類に「Ⅲ. 条件担保の変更・解除等に係る事務手続き」(5P)における変更・解除等に応じた提出書類を追加して保証申込してください。

(2) 信用保証依頼書の記入方法

信用保証依頼書(様式①)「貸付条件・内容等」欄に下記のとおり記入します。

項目欄名	選択項目・記入内容
担保有無	2 有
担保種類	1 不動産
設定区分	2 金融機関
担保流用区分	3 既存(変更)
備考(担保明細等)	①担保別紙担保番号(協会担保番号) ②変更内容 ③その他特記事項 (記入例) 条件担保 0 0 3 の協会担保枠1,000万円を2,000万円とする。

ポイント

協会に提出していただく信用保証委託申込書上に連帯保証人・物上保証人等の署名・捺印は不要ですが、担保保存義務の関係上、金融機関において、連帯保証人・物上保証人等の利害関係人から担保変更の同意を得てください(金融機関所定の承諾書等)。

Ⅲ. 条件担保の変更・解除等に係る事務手続き

1. 物件の一部解除（一部抹消）

（１）提出書類

所定の保証条件変更書類に次の書類を追加して条件変更申込してください。

①売買の内容がわかる書類（写し）（売買契約書写し等）

売買に伴い一部解除（一部抹消）する場合に必要です。

また、変更保証書発行後、次の書類をご提出ください（事後提出条件とします）。

①抹消の登記完了証(写しでも可)抹消後の不動産登記簿謄本（全部事項証明書）（写しでも可）

（２）保証条件変更申込書の記入方法

保証条件変更申込書(様式②)の「５．担保変更」欄に下記のとおり記入します。なお、条件担保が複数の保証口の対象となっている場合は、全ての保証口について、条件変更手続きが必要です。

項目欄名	選択項目・記入内容
変更事項	解除
その他の変更及び具体的内容	①担保別紙担保番号（協会担保番号）
	②解除内容・解除条件
	③その他特記事項
	（記入例）条件担保〇〇３のうち物件番号４、５を売却により解除する。保証番号〇〇〇－〇〇〇〇〇〇に〇〇〇万円内入する。

（３）条件担保の表示

変更保証書に「条件担保変更」と表示し、担保別紙に残存物件を表示します（変更実行報告書の変更実行日は、原則として変更保証書発行日。ただし、返済方法の変更等の条件変更を伴う場合は当該変更実行日）。

2. 物件の全部解除（全部抹消）

条件担保の対象となる保証口が全て完済することにより、条件担保は自動的に全部解除となります。したがって、条件担保の対象となる保証口が全て完済する場合、物件の全部解除（全部抹消）の申請は不要です。なお、条件担保を全部解除（全部抹消）しても当該条件担保の対象となる保証口の残高がある場合は、保証条件変更が必要となります（解除条件については予め協会と協議する必要があります）。

（１）提出書類

条件担保を全部解除（全部抹消）しても当該条件担保の対象となる保証口が残存する場合は、所定の保証条件変更書類に次の書類を追加して条件変更申込してください。

①売買の内容がわかる書類（写し）（売買契約書写し等）

売買に伴い全部解除（全部抹消）する場合に必要です。

また、変更保証書発行後、次の書類をご提出ください（事後提出条件とします）。

①抹消の登記完了証(写しでも可)又は抹消後の不動産登記簿謄本（全部事項証明書）（写しでも可）

（２）保証条件変更申込書の記入方法

保証条件変更申込書(様式②)の「５．担保変更」欄に下記のとおり記入します。なお、条件担保が複数の保証口の対象となっている場合は、全部解除（全部抹消）後も残存する全ての保証口について、条件変更手続きが必要です。

項目欄名	選択項目・記入内容
変更事項	解除
その他の変更及び具体的内容	①担保別紙担保番号（協会担保番号） ②解除内容・解除条件 ③その他特記事項 （記入例）条件担保〇〇３を解除する。 保証番号〇〇〇－〇〇〇〇〇に〇〇〇万円内入する。

（３）条件担保の解除表示

当該条件担保の対象となる保証口が全て完済する場合は、当該条件担保は自動的に全部解除となり、解除に係る書類の発行はありません。なお、全部解除（全部抹消）しても当該条件担保の対象となる保証口が残存する場合は、変更保証書に「条件担保変更」と表示し、担保別紙を添付しないことにより、全部解除の表示とします（変更実行報告書の変更実行日は、原則として変更保証書発行日。ただし、返済方法の変更等の条件変更を伴う場合は当該変更実行日）。

３．物件の差替・追加

（１）提出書類

所定の保証条件変更書類に次の書類を追加して条件変更申込してください。

- ①追加物件の不動産登記簿謄本（全部事項証明書）（写しでも可）
- ②住宅地図（所在地略図）（写し）、公図（14条地図）（写し）、地積測量図（写し）、建物図面・各階平面図（写し）

追加物件について必要です。

- ③求償の特約に関する念書（印鑑証明書添付要）（様式⑤）

追加物件が物上保証の場合に物上保証人から徴求します。個人の場合は、「個人情報の取扱いに関する同意書」が必要です。法人の場合は、念書提出を議決した議事録写し（原本証明付）、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）が必要です。

また、変更保証書発行後、次の書類をご提出ください（事後提出条件とします）。

- ①登記完了後の不動産登記簿謄本（全部事項証明書）（写しでも可）
- ②共同担保目録（写しでも可：直近のもの）又は根抵当権設定契約書（写し：追加設定含む）

（２）保証条件変更申込書の記入方法

保証条件変更申込書（様式②）の「５．担保変更」欄に下記のとおり記入します。なお、条件担保が複数の保証口の対象となっている場合は、全ての保証口について、条件変更手続きが必要です。

項目欄名	選択項目・記入内容
変更事項	差替または追加
その他の変更及び具体的内容	①担保別紙担保番号（協会担保番号） ②物件差替または追加の変更内容 ③その他特記事項 （記入例）条件担保〇〇３に下記の物件を追加する。 神戸市中央区海岸町1-2、宅地、123.45㎡ 同所1-2、家屋番号1-2、居宅、234.56㎡

（３）条件担保の表示

変更保証書に「条件担保変更」と表示し、担保別紙に変更後内容を表示します（変更実行報告書の変更実行日は、原則として変更保証書発行日）。

４．根抵当権の差替

（１）提出書類

所定の保証条件変更書類に次の書類を追加して条件変更申込してください。

- ①不動産登記簿謄本（全部事項証明書）（写しでも可）
設定内容が確認できるもので直近のものがが必要です。
- ②共同担保目録(写しでも可:直近のもの)又は根抵当権設定契約書(写し:追加設定含む)
共同担保の場合に必要です。
- ③住宅地図（所在地略図）（写し）、公図（14条地図）（写し）、地積測量図（写し）、建物図面・各階平面図（写し）
- ④求償の特約に関する念書(印鑑証明書添付要)(様式⑤)
追加物件が物上保証の場合に物上保証人から徴求します。個人の場合は、「個人情報の取扱いに関する同意書」が必要です。法人の場合は、念書提出を議決した議事録写し（原本証明付）、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）が必要です。
- また、新規設定根抵当権と差替する場合は、変更保証書発行後、次の書類をご提出ください（事後提出条件とします）。
- ①登記完了後の不動産登記簿謄本（全部事項証明書）（写しでも可）
- ②共同担保目録(写しでも可:直近のもの)又は根抵当権設定契約書(写し:追加設定含む)

（２）保証条件変更申込書の記入方法

保証条件変更申込書(様式②)の「５．担保変更」欄に下記のとおり記入します。なお、条件担保が複数の保証口の対象となっている場合は、全ての保証口について、条件変更手続きが必要です。

項目欄名	選択項目・記入内容
変更事項	差替
その他の変更及び具体的内容	①担保別紙担保番号（協会担保番号） ②根抵当権差替の内容 ③その他特記事項 （記入例）条件担保〇〇３の既存根抵当権と下記の根抵当権を差替する。 神戸市中央区海岸町1-2、宅地、123.45㎡ 同所1-2、家屋番号1-2、234.56㎡ 極度額2,000万円、第1順位

（３）条件担保の表示

変更保証書に「条件担保変更」と表示し、担保別紙に変更後内容を表示します（変更実行報告書の変更実行日は、原則として変更保証書発行日）。

５．根抵当権の順位変更

（１）提出書類

所定の保証条件変更書類を提出してください。また、変更保証書発行後、次の書類をご提出ください（事後提出条件とします）。

- ①登記完了後の不動産登記簿謄本（全部事項証明書）（写しでも可）
- ②順位変更後の共同担保目録(写しでも可:直近のもの)又は根抵当権設定契約書(写し:追加設定含む)

（２）保証条件変更申込書の記入方法

保証条件変更申込書(様式②)の「５．担保変更」欄に下記のとおり記入します。なお、条件担保が複数の保証口の対象となっている場合は、全ての保証口について、条件変更手続きが必要です。

項目欄名	選択項目・記入内容
変更事項	順位
その他の変更及び具体的内容	①担保別紙担保番号（協会担保番号） ②順位の変更内容 ③その他特記事項 (記入例) 条件担保 0 0 3 の根抵当権を第2順位から第1順位に変更する。

(3) 条件担保の表示

変更保証書に「条件担保変更」と表示し、担保別紙に変更後内容を表示します（変更実行報告書の変更実行日は、原則として変更保証書発行日）。

6. 協会担保枠の変更

(1) 提出書類

所定の保証条件変更書類を提出してください。

(2) 保証条件変更申込書の記入方法

保証条件変更申込書(様式②)の「5. 担保変更」欄に下記のとおり記入します。なお、条件担保が複数の保証口の対象となっている場合は、全ての保証口について、条件変更手続きが必要です。

項目欄名	選択項目・記入内容
変更事項	配分特約
その他の変更及び具体的内容	①担保別紙担保番号（協会担保番号） ②協会担保枠（配分特約・優先劣後）の変更内容 ③その他特記事項 (記入例) 条件担保 0 0 3 を協会劣後1,000万円から協会優先2,000万円に変更する。

(3) 条件担保の表示

変更保証書に「条件担保変更」と表示し、担保別紙に変更後内容を表示します（変更実行報告書の変更実行日は、原則として変更保証書発行日）。

7. 協会担保枠の変更を伴わない根抵当権の極度変更

(1) 提出書類

所定の保証条件変更書類を提出してください。また、変更保証書発行後、次の書類をご提出ください（事後提出条件とします）。

- ①登記完了後の不動産登記簿謄本（全部事項証明書）(写しでも可)
- ②共同担保目録(写しでも可:直近のもの)又は根抵当権設定契約書(写し:追加設定含む)

(2) 保証条件変更申込書の記入方法

保証条件変更申込書(様式②)の「5. 担保変更」欄に下記のとおり記入します。なお、条件担保が複数の保証口の対象となっている場合は、全ての保証口について、条件変更手続きが必要です。

項目欄名	選択項目・記入内容
変更事項	極度額
その他の変更及び具体的内容	①担保別紙担保番号（協会担保番号） ②極度額の変更内容 ③その他特記事項 (記入例) 条件担保 0 0 3 の極度額を1,000万円から2,000万円に変更する。

（３）条件担保の表示

変更保証書に「条件担保変更」と表示し、担保別紙に変更後内容を表示します（変更実行報告書の変更実行日は、原則として変更保証書発行日）。

8. 土地の地積更正、換地処分、建物の増築

（１）提出書類

所定の保証条件変更書類に次の書類を追加して条件変更申込してください。

- ①不動産登記簿謄本（全部事項証明書）（写しでも可）
 - ②共同担保目録（写しでも可：直近のもの）又は根抵当権設定契約書（写し：追加設定含む）
 - ③住宅地図（所在地略図）（写し）、公図（14条地図）（写し）、地積測量図（写し）、建物図面・各階平面図（写し）
- 土地の地積更正、換地処分、建物の増築がわかるものが必要です。

（２）保証条件変更申込書の記入方法

保証条件変更申込書（様式②）の「５．担保変更」欄に下記のとおり記入します。なお、条件担保が複数の保証口の対象となっている場合は、全ての保証口について、条件変更手続きが必要です。

項目欄名	選択項目・記入内容
変更事項	地積、面積
その他の変更及び具体的内容	①担保別紙担保番号（協会担保番号） ②地積更正、換地処分、建物の増築の内容 ③その他特記事項 （記入例）条件担保〇〇３の面積を地積更正により 123.45㎡から125.67㎡に変更する。

（３）条件担保の表示

変更保証書に「条件担保変更」と表示し、担保別紙に変更後内容を表示します（変更実行報告書の変更実行日は、原則として変更保証書発行日）。

9. 協会担保枠の変更を伴わない先順位プロパー根抵当権間の順位変更、仮換地指定、担保物件名義人の変更

条件変更手続きは不要ですが、登記完了後の不動産登記簿謄本（全部事項証明書）（写しでも可）を提出してください。なお、担保物件名義人の変更について、新たな担保物件名義人が物上保証人の場合は、求償の特約に関する念書（印鑑証明書添付要）（様式⑤）、個人情報の取扱いに関する同意書（個人の場合）、念書提出を議決した議事録写し（原本証明付）・履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（法人の場合）が必要です。

10. 個人債務者（個人被保証人）の法人成り

（１）提出書類

債務者（被保証人）変更の所定書類を提出してください。法人成りの手続きを「保証条件変更」で行うか、「個人分を決済条件とする新規申込」で行うかによって、必要書類が異なります。詳しくは「信用保証の実務解説（事務手続編）」を参照してください。なお、条件担保保証口以外の保証口についても、必ず法人成りの手続きを行ってください。また、（変更）保証書発行後、次の書類をご提出ください（事後提出条件とします）。

- ①債務者変更、被担保債権の範囲の変更登記（引受債務の追加）登記完了後の不動産登記簿謄本（全部事項証明書）（写しでも可）
- ②共同担保目録（写しでも可：直近のもの）又は根抵当権設定契約書（写し：追加設定含む）
- ③求償の特約に関する念書（印鑑証明書添付要）（様式⑤）

物上保証の場合に物上保証人から徴求します（再徴求してください）。個人の場合は、「個人情報の取扱いに関する同意書」が必要です。法人の場合は、念書提出を議決した議事録写し（原本証明付）、履歴事

項全部証明書（商業登記簿謄本）が必要です。

（２－１）保証条件変更申込書の記入方法（保証条件変更の場合）

保証条件変更申込書(様式②)の「２．債務引受」欄に下記のとおり記入します。

項目欄名	選択項目・記入内容
種類	免責的
理由	３ 法人成り

また、「５．担保変更」欄に下記のとおり記入します。

項目欄名	選択項目・記入内容
変更事項	その他
その他の変更及び具体的内容	①旧債務者（旧被保証人）名（顧客番号） ②旧債務者（旧被保証人）の担保別紙担保番号（協会担保番号） ③変更内容 ④その他特記事項 （記入例）被保証人信用太郎（顧客番号123456）の条件担保００３の被保証人を株式会社信用商事に変更する。

（２－２）信用保証依頼書の記入方法（個人分を決済条件とする新規申込の場合）

信用保証依頼書(様式①)「貸付条件・内容等」欄に下記のとおり記入します。

項目欄名	選択項目・記入内容
担保有無	２ 有
担保種類	１ 不動産
設定区分	２ 金融機関
担保流用区分	３ 既存（変更）
備考（担保明細等）	①旧債務者（旧被保証人）名（顧客番号） ②旧債務者（旧被保証人）の担保別紙担保番号（協会担保番号） ③変更内容 ④その他特記事項 （記入例）被保証人信用太郎（顧客番号123456）の条件担保００３の被保証人を株式会社信用商事に変更する。

（３）条件担保の表示

（変更）保証書の担保別紙に変更後内容を表示します（保証条件変更の場合、変更実行報告書の変更実行日は債務者変更の変更契約締結日）。

11. 債務者（被保証人）・債務者（被保証人）兼担保提供者の死亡

（１）提出書類

債務者（被保証人）変更の所定書類に次の書類を追加して申込してください。債務者（旧被保証人）変更の手続きを「保証条件変更」で行うか、「亡債務者（亡被保証人）分を決済条件とする新規申込」で行うかによって必要書類が異なります。詳しくは「信用保証の実務解説(事務手続編)」を参照してください。なお、条件担保保証口以外の保証口についても、必ず債務者（被保証人）変更の手続きを行ってください。また、（変更）保証書発行後、次の書類をご提出ください（事後提出条件とします）。

①債務者変更、被担保債権の範囲の変更登記（引受債務の追加）登記完了後の不動産登記簿謄本（全部事

項証明書) (写しでも可)

②共同担保目録(写しでも可:直近のもの)又は根抵当権設定契約書(写し:追加設定含む)

③求償の特約に関する念書(印鑑証明書添付要)(様式⑤)

物上保証の場合に物上保証人から徴求します(再徴求してください)。個人の場合は、「個人情報の取扱いに関する同意書」が必要です。法人の場合は、念書提出を議決した議事録写し(原本証明付)、履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)が必要です。

(2-1) 保証条件変更申込書の記入方法(保証条件変更の場合)

保証条件変更申込書(様式②)の「2. 債務引受」欄に下記のとおり記入します。

項目欄名	選択項目・記入内容
種類	免責的
理由	2 単独相続

また、「5. 担保変更」欄に下記のとおり記入します。

項目欄名	選択項目・記入内容
変更事項	その他
その他の変更及び具体的内容	①旧債務者(被保証人)名(顧客番号) ②旧債務者(被保証人)の担保別紙担保番号(協会担保番号) ③変更内容 ④その他特記事項 (記入例)被保証人信用太郎(顧客番号123456)の条件担保003の被保証人を信用次郎に変更する。

(2-2) 信用保証依頼書の記入方法(個人分を決済条件とする新規申込の場合)

信用保証依頼書(様式①)「貸付条件・内容等」欄に下記のとおり記入します。

項目欄名	選択項目・記入内容
担保有無	2 有
担保種類	1 不動産
設定区分	2 金融機関
担保流用区分	3 既存(変更)
備考(担保明細等)	①旧債務者(旧被保証人)名(顧客番号) ②旧債務者(旧被保証人)の担保別紙担保番号(協会担保番号) ③変更内容 ④その他特記事項 (記入例)被保証人信用太郎(顧客番号123456)の条件担保003の被保証人を信用次郎に変更する。

(3) 条件担保の表示

(変更)保証書の担保別紙に変更後内容を表示します(保証条件変更の場合、変更実行報告書の変更実行日は債務者変更の変更契約締結日)。

ポイント

- ①債務者(被保証人)が死亡し、相続が開始した場合は、当該根抵当権について6カ月以内に「相続による債務者(被保証人)変更の登記」及び「指定相続人の合意の登記」を行ってください。「指定相続人の合意の登記」が完了するまでの間は、条件担保を条件とした新たな保証の取扱いはできません。なお、6カ月以内に「指定相続人の合意の登記」が完了しない場合は、根抵当権が確定しますので、以後の取扱いはできません。
- ②「相続による債務者(被保証人)変更の登記」とは、亡債務者(亡被保証人)の法定相続人を定める登

記のことをいいます。

③「指定相続人の合意の登記」とは、根抵当権者(金融機関)と根抵当権設定者(相続人全員)との合意によって、相続人のうちから新債務者(新被保証人)を定める登記をいいます。

④債務者(被保証人)兼担保提供者の場合は「所有権の相続登記」の上、②③の登記が必要です。

また、債務者(被保証人)変更に伴い、新債務者(新被保証人)以外の担保物件相続人(担保提供者)が発生した場合は、当該人から「求償の特約に関する念書」(様式⑤)(印鑑証明書添付要)、個人情報の取扱いに関する同意書を徴求してください。

12. 担保提供者兼連帯保証人の死亡

(1) 提出書類

連帯保証人変更の所定書類に次の書類を追加して条件変更申込してください。死亡した担保提供者兼連帯保証人の担保物件相続人が引き続き連帯保証人になる場合は「連帯保証人の追加・解除」、物上保証人になる場合は「連帯保証人の解除」の手続きが必要です。詳しくは「信用保証の実務解説(事務手続編)」を参照してください。また、条件担保保証口以外の保証口についても、必ず連帯保証人変更の手続きを行ってください。

①所有権相続登記後の不動産登記簿謄本(全部事項証明書)(写しでも可)

②共同担保目録(写しでも可:直近のもの)又は根抵当権設定契約書(写し:追加設定含む)

③求償の特約に関する念書(印鑑証明書添付要)(様式⑤)、個人情報の取扱いに関する同意書
物件相続人を物上保証人とする場合に必要です。

(2) 保証条件変更申込書の記入方法

保証条件変更申込書(様式②)の「3. 連帯保証人変更」欄に下記のとおり記入します。

項目欄名	選択項目・記入内容
追加する連帯保証人明細	追加する連帯保証人(兼担保提供者) ※連帯保証人を追加しない場合は記入不要
解除する連帯保証人	死亡した連帯保証人(兼担保提供者)

また、「5. 担保変更」欄に下記のとおり記入します。

項目欄名	選択項目・記入内容
変更事項	所有者
その他の変更及び具体的内容	①担保別紙担保番号(協会担保番号) ②変更内容 ③その他特記事項 (記入例) 条件担保003、物件番号3、4の所有者を信用次郎から信用三郎に変更する。

(3) 条件担保の表示

(変更)保証書の担保別紙に担保物件名義人は表示しません(変更実行報告書の変更実行日は保証人変更の変更契約締結日)。

ポイント

①担保提供者兼連帯保証人が死亡した場合は、「所有権の相続登記」を行うとともに、原則として、担保物件相続人を連帯保証人に追加してください。なお、事情等により連帯保証人に追加しない場合は、「求償の特約に関する念書」(印鑑証明書添付要)(様式⑤)、個人情報の取扱いに関する同意書を徴求してください。

②所有権相続登記に係る手続きが完了していない場合は、条件担保を条件とした新たな保証の取扱いはできません。ただし、全相続人が判明している場合でそれらの方から「担保提供者死亡による相続登記の念書」(様式⑫)(印鑑証明書添付要)、個人情報の取扱いに関する同意書を徴求できる場合は取扱いできます。

13. 物上保証人の死亡

(1) 提出書類

条件変更手続きは不要ですが、次の書類を提出してください。

- ①所有権相続登記後の不動産登記簿謄本（全部事項証明書）（写しでも可）
- ②共同担保目録（写しでも可：直近のもの）又は根抵当権設定契約書（写し：追加設定含む）
- ③求償の特約に関する念書（印鑑証明書添付要）（様式⑤）、個人情報の取扱いに関する同意書

(2) 条件担保の表示

（変更）保証書の担保別紙に担保物件名義人は表示されません。

ポイント

- ①所有権相続登記に係る手続きが完了していない場合は、条件担保を条件とした新たな保証の取扱いはできません。ただし、全相続人が判明している場合でそれらの方から「担保提供者死亡による相続登記の念書」（様式⑫）（印鑑証明書添付要）、個人情報の取扱いに関する同意書を徴求できる場合は取扱いできます。

14. 条件担保物件の滅失、毀損

(1) 提出書類

条件担保の物件が滅失、毀損した場合は、滅失・毀損後の閉鎖不動産登記簿謄本（閉鎖事項証明書）（写しでも可）、現況がわかる写真等の資料を添付して直ちに協会へ連絡してください。事後の対応について金融機関と協会との双方で協議するものとします。提出書類は「物件の一部解除（一部抹消）」と同様とします（5P）。

(2) 保証条件変更申込書の記入方法

保証条件変更申込書（様式②）の「5. 担保変更」欄に下記のとおり記入します。なお、条件担保が複数の保証口の対象となっている場合は、全ての保証口について、条件変更手続きが必要です。

項目欄名	選択項目・記入内容
変更事項	解除
その他の変更及び具体的内容	①担保別紙担保番号（協会担保番号） ②物件の解除内容 ③その他特記事項 （記入例）条件担保〇〇3のうち物件番号4を滅失により解除する。

15. 根抵当権の確定

条件担保の根抵当権が確定した場合は、確定後の不動産登記簿謄本（全部事項証明書）又は差押通知（写し）等を添付して、直ちに協会へ連絡してください。事後の対応について金融機関と協会との双方で協議するものとします。なお、差押が解除された場合は、解除通知（写し）を添付して、直ちに協会へ連絡してください。

Ⅳ. 代位弁済に係る事務手続き

代位弁済の際は条件担保の根抵当権について確定登記の上、根抵当権移転登記を行ってください。

1. 確定登記

- ①代位弁済予定日までに必ず確定登記をしてください。
- ②確定登記の方法は次の何れかです。
 - 1) 所有者から確定登記の委任状(様式⑥)を徴求し、金融機関との合意により確定登記をする。
 - 2) 根抵当権者(金融機関)の元本確定の意思表示請求に基づき、根抵当権者のみの申請書により確定登記をする。
配達証明付内容証明郵便による請求もしくは公示送達によって意思表示します。
 - 3) 金融機関自らが競売の申立を行う。
確定までにかなり日数を要するので、協会の管理担当者から代位弁済決定の連絡があった時点から、競売の準備をしておいてください。競売での確定は競売開始決定の写しと開始決定の登記がなされた不動産登記簿謄本(全部事項証明書)を添付してください。
 - 4) 第三者の競売の申立により根抵当権者のみの申請により代位弁済と同時に確定登記と移転登記をする。
第三者の競売の申立により競売手続が開始したときや、滞納処分による差押があったことを根抵当権者が知った時は、その時から2週間を経過すれば被担保債権が確定しますが、移転登記ができる確定状態にはありません。この場合、申請書に催告等を受けたことを証する書面(債権届出の催告書等)を添付し、かつ当該根抵当権の移転等の登記とともに申請する場合に限り、根抵当権者のみで元本確定の登記申請をすることができます。ただし、登記申請日までに差押登記等の抹消登記がなされている場合は、改めて確定の登記が必要となり、代位弁済は確定登記後となりますので、注意を要します。
 - 5) 債務者(被保証人)が破産手続開始決定を受けており、根抵当権者のみの申請により代位弁済と同時に確定登記と移転登記をする。
破産の登記のある商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)と破産手続開始決定通知書のどちらも原本が必要となり、また、移転とは別に確定用の委任状も必要です。

ポイント

- ①確定手続きに時間を要する場合、条件担保・条件外担保を問わず、免責利息の発生にご注意ください。

2. 移転登記

- ①代位弁済と同時に「代位弁済証書」(【一部移転】様式⑦【全部移転】様式⑧)を作成の上、速やかに移転してください。
- ②代位弁済証書における代位弁済額は、原則として、条件担保保証口以外の保証口を含めた当該金融機関に係る代位弁済額とします。なお、「条件担保にかかる弁済配分に関する合意書」(様式⑨)に記載する債権は、担保別紙に記載された条件担保保証口とします(条件担保保証口以外の保証口は協会劣後となります)。

ポイント

- ①根抵当権のあき枠は、代位弁済時における金融機関の債権額(条件担保債権を含む)に2年分の利息を加算したものを極度額から差し引いたものとします。
- ②移転登記の手続きは、原則として、協会が行いますので、「代位弁済証書」を代位弁済履行日までに作成の上、提出してください。

3. 確定・移転登記の費用

確定及び移転登記の費用負担については次のとおりとします。

	確定登記(競売費用を含む)	移転登記
条件担保	一部移転→金融機関負担 全部移転→協会負担	協会負担
条件外担保	協会負担	協会負担

ポイント

- ①協会負担の場合において、金融機関が競売申立及び確定登記訴訟に要した弁護士(司法書士)費用は負担しません。また、競売申立が移転登記を目的としない場合も負担しません。
- ②条件担保において、金融機関が競売申立により確定させた場合で、申立債権が保証付債権のみで、協会が競売事件を承継する場合の競売費用(弁護士・司法書士費用を除く)は協会が負担します。

4. 火災保険質権の移転

原則として、金融機関で設定している火災保険の質権についても、代位弁済時に移転していただきます。この場合、全部移転の場合は質権移転承認請求書(様式⑩)、一部移転の場合は質権一部移転承認請求書(様式⑪)を提出してください。

5. 弁済(配当)に係る優先・劣後の合意

- ①代位弁済時に協会と金融機関との間で担保別紙に記載された条件に基づき「条件担保にかかる弁済配分に関する合意書」(様式⑨)を取り交わし、双方で1通ずつ保管することとします。
- ②条件担保保証口以外の債権については金融機関が協会に優先します。

6. 条件外担保の取扱い

金融機関が条件担保とした根抵当権以外に根抵当権を有しており、その根抵当権にあき枠がある場合は、条件外であっても確定登記の上、代位による根抵当権移転をしていただきます。

ただし、次のいずれかに該当する場合は根抵当権移転の必要はありません。

- ①あき枠が移転費用にも満たない場合
- ②あき枠があっても処分価値のない場合
- ③判決によらなければ確定登記できない場合
- ④その他協会にとって移転を受ける実益がない場合

ポイント

- ①根抵当権のあき枠は、代位弁済時における金融機関の債権額(条件担保債権を含む)に2年分の利息を加算したものを極度額から差し引いたものとします。
- ②条件外担保については、金融機関が協会に優先します(ただし、保証会社付プロパー債権の場合は同順位となります)。金融機関が協会に優先する場合、協会は金融機関に対して「協会劣後弁済にかかる念書」(様式⑬)を発行します。

V. 競売に係る取扱い

1. 競売申立

条件担保を確定の上、協会へ一部移転した場合、裁判所によっては協会単独での競売申立が認められないことがあります。この場合、金融機関から協会に対して「競売申立に関する同意書」(様式⑭)を発行していただくか、又は、金融機関において競売の申立をしていただくことがありますので、ご協力ください。

2. 競売配当

代位弁済時に当協会と金融機関で取り交わした「条件担保にかかる弁済配分に関する合意書」(様式⑨)は当事者間の特約に過ぎず、不動産登記簿謄本(全部事項証明書)上では明示されていません。したがって、裁判所に債権計算書を提出する時は、必ず協会と事前相談の上、「条件担保にかかる弁済配分に関する合意書」(様式⑨)に基づいた配当となるようにしてください。

VI. 弁済(配当)時の充当順序

原則として、条件担保の「協会担保枠」を上限として優先・劣後等の取り決めに従い、弁済(配当)を受けるものとします。

1. 協会の債権が条件担保債権のみの場合

債権額は元金と弁済(配当)日までの利息、損害金との合計額とします。

☆「協会優先」の場合の弁済(配当)

【例1】極度額1,000万円弁済(配当)800万円の場合

	担保枠	債権額	充当額
①協会	400万円	500万円	400万円
②金融機関	600万円	600万円	400万円

※「協会優先」なので、弁済(配当)800万円のうち、400万円を優先して協会担保枠(400万円)に充当し、残りの400万円を金融機関担保枠(600万円)に充当します。

☆「協会劣後」の場合の弁済(配当)

【例2】極度額1,000万円弁済(配当)800万円の場合

	担保枠	債権額	充当額
①金融機関	600万円	700万円	600万円
②協会	400万円	400万円	200万円

※「協会劣後」なので、弁済(配当)800万円のうち、600万円を優先して金融機関担保枠(600万円)に充当し、残りの200万円を協会担保枠(400万円)に充当します。

☆「同順位」の場合の弁済(配当)ケース1

【例3】極度額1,000万円弁済(配当)800万円の場合

	担保枠	債権額	充当額
①金融機関	600万円	700万円	480万円
①協会	400万円	400万円	320万円

※「同順位」なので、担保処分時の分配金額は担保枠の割合によるものとします。したがって、弁済(配当)800万円を金融機関、協会それぞれの担保枠の割合によって按分充当します。

金融機関 $800\text{万円} \times 6/10 = 480\text{万円}$

協会 $800\text{万円} \times 4/10 = 320\text{万円}$

☆「同順位」の場合の弁済(配当)ケース2

【例4】極度額1,000万円弁済(配当)800万円の場合

	担保枠	債権額	充当額
①金融機関	600万円	800万円	500万円
①協会	400万円	300万円	300万円

※「同順位」なので、担保処分時の分配金額は担保枠の割合によるものとします。したがって、配当(充当)800万円を金融機関、協会それぞれの担保枠の割合によって按分します。

金融機関 $800\text{万円} \times 6/10 = 480\text{万円}$

協会 $800\text{万円} \times 4/10 = 320\text{万円}$

この場合、協会は債権額(300万円)を超えた弁済(配当)となるので、超えた分の20万円は金融機関への充当となります。

金融機関 $480\text{万円} + 20\text{万円} = 500\text{万円}$

協会 $320\text{万円} - 20\text{万円} = 300\text{万円}$

☆「同順位」の場合の弁済(配当)ケース3

【例5】極度額1,000万円弁済(配当)700万円の場合

	担保枠	債権額	充当額
①金融機関	600万円	400万円	400万円
①協会	400万円	400万円	300万円

※「同順位」なので、担保処分時の分配金額は担保枠の割合によるものとします。したがって、弁済(配当)700万円を金融機関、協会それぞれの担保枠の割合によって按分します。

金融機関 $700\text{万円} \times 6/10 = 420\text{万円}$

協会 $700\text{万円} \times 4/10 = 280\text{万円}$

この場合、金融機関は債権額(400万円)を超えた弁済(配当)となるので、超えた分の20万円は協会への充当となります。

金融機関 $420\text{万円} - 20\text{万円} = 400\text{万円}$

協会 $280\text{万円} + 20\text{万円} = 300\text{万円}$

2. 協会の債権が条件担保債権と条件担保外債権の両方ある場合

条件担保外債権は全ての債権に劣後します。したがって、協会の条件担保債権及び金融機関プロパー債権を上記の方法で充当し、なおかつ残余があれば条件外担保債権に充当します。

VII. 様式

様式①保証条件依頼書

信用保証依頼書

兵庫県信用保証協会 行

平成 年 月 日
西暦

本申込について、審査の結果、貸付を適当と認めますので、保証制度要綱および同事務取扱要領を遵守のうえ信用保証を依頼します。

金融機関本・支店名		金融機関コード		事前相談受付番号		
代表者名		電話番号 () -		代理貸		
印		FAX番号 () -				
		E-mail				
		パスワード				
申込 人	協会顧客番号	担当部署・担当者				
	フリガナ	不在時連絡者				
貸 付 条 件	貸付金額	1 個別		貸付予定日	年 月 日	
		2 極度		期間または期日	か月、または 年 月 日	
	資金使途	1 運転 2 設備 3 運転・設備	貸付利率	1 固定 2 変動	年 %以内	
	貸付形式	1 証書 2 手形 3 手形割引 4 公正証書 5 当貸(貸付専用型) 6 当貸(カードローン型)				
返 済 方 法	区分	1 一括 2 元金均等 3 元利均等(ローン) 4 不均等 5 当貸随時 6 当貸約定 7 商手落込				
	返済条件	か月日から	か月日まで	か月毎	円	
			か月日まで	か月毎	円	初回・最終回 円
		年 月 日から	か月毎	日に	円あて	回返済 初回・最終回 円
内 容	この貸付で完済する保証がある場合	保証番号				
		割引手形残高有無	1 無 2 有	※手割根保証を更新する場合は、ご記入ください。		
		保証料返戻預金口座種類	1 当座 2 普通	口座番号		
	連帯保証人	保証人等明細に記入のとおりとします。				
等	担保有無	1 無 2 有	担保種類	1 不動産 2 有価証券 3 商手 4 売債 5 その他()		
	設定区分	1 協会 2 金融機関	担保流用区分	1 新規 2 既存(同条件) 3 既存(変更)		
	備考(担保明細等)	※新規設定の場合は、必ず「不動産登記簿謄本」等の資料を添付してください。既存(変更)の場合は、以下に内容等をご記入願います。 なお、担保番号や保証番号が分かる場合にはご記入願います。				

年	月	日現在の残高(取引開始 預金	年	月/融資	年	月)
当座	千円	区分	ブローパー	保証協会付	保全状況	取引振リ
普通	千円	融資	千円	千円	不動産	千円 1 優良
定期性	千円	割引	千円	千円	預金	千円 2 良
その他	千円	資	千円	千円	その他	千円 3 普通
合計	千円	合計	千円	千円	合計	千円 4 新規

申込 人 状 況	申込(代表者)の事業経験・業界知識	※最近の業況、返済能力、経営者の人物、取組方針等
	1 十分ある 2 普通 3 やや不足している	
	事業の将来性	
	1 有 2 やや有 3 模造い 4 下降・後退	
	申込(代表者)の計数観念(決算・業績把握度)	
1 十分に有 2 普通 3 やや不足している		
立地条件(商業・サービス業)、取引先状況(製造業ほか)		
1 良好 2 普通 3 不良		
今期中の焦付	1 発生していない 2 発生した(相手先	
	千円)	

アウ@0707

保証条件変更申込書

兵庫県信用保証協会 行

平成 年 月 日
西暦

次のとおり保証条件の変更をお願いします。その他の条件は従前のとおりとします。

当申込書は必ず本人が自署のうえ、実印を押印願います。

被 保 証 人	フリガナ	本社又は住所	〒 - 住 () -
	法人名		フリガナ
	フリガナ		
	氏名又は代表者名	実印	〒 - 住 () -
	フリガナ		フリガナ
	商号 (個人の方のみ記入)	営業所等	
	資本金	円	常用(役員・家族除く) 名
	主たる業種	従業員数	常用(役員・家族) 名
	従たる業種		臨時(パート含む) 名

協会顧客番号

※協会顧客番号や保証番号等は、金融機関でご記入ください。

保 証 明 細	①保証番号	※国信継続希望欄は、現在「保証協会国信」にご加入されている方のみ、ご記入ください。									
	当初借入額		円	借入残高		円	国信継続希望	1. 無	2. 有		
	変更事項	1. 根保証変更 2. 債務引受 3. 連帯保証人変更 4. 期間延長/返済方法変更 5. 担保変更 6. 振出人変更・その他									
	②保証番号										
	当初借入額		円	借入残高		円	国信継続希望	1. 無	2. 有		
	変更事項	1. 根保証変更 2. 債務引受 3. 連帯保証人変更 4. 期間延長/返済方法変更 5. 担保変更 6. 振出人変更・その他									
	③保証番号										
	当初借入額		円	借入残高		円	国信継続希望	1. 無	2. 有		
	変更事項	1. 根保証変更 2. 債務引受 3. 連帯保証人変更 4. 期間延長/返済方法変更 5. 担保変更 6. 振出人変更・その他									
	④保証番号										
	当初借入額		円	借入残高		円	国信継続希望	1. 無	2. 有		
	変更事項	1. 根保証変更 2. 債務引受 3. 連帯保証人変更 4. 期間延長/返済方法変更 5. 担保変更 6. 振出人変更・その他									

変 更 理 由	※「期間延長/返済方法変更」の場合、該当する理由を○で囲んでください。								
	1. 売上利益減少 2. 回収長期化 3. 焦付発生 4. 借入負担大 5. 代表者(本人)の病気、事故 6. 休業業 7. 不動産売却による内入 8. 業況改善による返済増額 9. その他								

※根保証であっても、今回確定する場合および既に確定している場合は、「4 期間延長・返済方法」へご記入ください。

1 根 保 証 変 更	該保証番号	変更項目	変更後	該保証番号	変更項目	変更後
		極度額変更 有・無	円		極度額変更 有・無	円
	①②	期間短縮・延長 有・無	年 月 日	①②	期間短縮・延長 有・無	年 月 日
	③④	返済方法変更 有・無	随時弁済・約定弁済	③④	返済方法変更 有・無	随時弁済・約定弁済

※債務引受人が2人以上の場合は、次の追加する連帯保証人の該当保証番号欄の右側にチェックをつけて利用してください。

2 債 務 引 受	該当保証番号	①	②	③	④	☐ 追加する連帯保証人欄として使用する。		
	種類	免責的	重畳的	理由	1. 共同相続 2. 単独相続 3. 法人成り 4. 個人成り 5. 会社分割 6. その他			
	申込人関係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()						
	氏名(又は法人名)	フリガナ				生年月日(又は 設立年月日)	西暦 明 大 昭 平 年 月 日	
	住 所	〒 - フリガナ						
	職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他()				年収	百万円	
	保有資産状況	所有不動産 1 無 2 有	所在地	土地 建物	㎡	時価合計 預金その他 負債残高	百万円 百万円 百万円	

※追加する連帯保証人が3人以上の場合は、債務引受の該当保証番号欄の右側にチェックをつけて利用してください。

3 連 帯 保 証 人 変 更	追加する連帯保証人明細							
	該当保証番号	①	②	③	④	☐ 複数債務引受人欄として使用する。		
	申込人関係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()						
	氏名(又は法人名)	フリガナ				生年月日(又は 設立年月日)	西暦 明 大 昭 平 年 月 日	
	住 所	〒 - フリガナ						
	職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他()				年収	百万円	
	保有資産状況	所有不動産 1 無 2 有	所在地	土地 建物	㎡	時価合計 預金その他 負債残高	百万円 百万円 百万円	
	該当保証番号	①	②	③	④	☐ 複数債務引受人欄として使用する。		
	申込人関係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()						
	氏名(又は法人名)	フリガナ				生年月日(又は 設立年月日)	西暦 明 大 昭 平 年 月 日	
住 所	〒 - フリガナ							
職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他()				年収	百万円		
保有資産状況	所有不動産 1 無 2 有	所在地	土地 建物	㎡	時価合計 預金その他 負債残高	百万円 百万円 百万円		
解除する連帯保証人								
該当保証番号	①	②	③	④	氏名(又は法人名)			
該当保証番号	①	②	③	④	氏名(又は法人名)			
該当保証番号	①	②	③	④	氏名(又は法人名)			

4 期 間 延 長 返 済 方 法 変 更	① 最終期日が到来している場合、最終期日時点の残高 円										
	変更金額		円	=	現在残高		円	-	変更時内入額		円
	1. 元金均等(割賦)		年	月	日から	年	月	日まで	か月毎		円
			年	月	日から	年	月	日まで	か月毎		円
	初回・最終回		年	月	日		円	約定日	日・月末		
	2. 一括(満期) 年 月 日に一括返済する。										
	3. 元利均等(ローン) 年 月 日から か月毎 最終期限 年 月 日										
	1. 年利 2. 月利 % 4. 以上に当てはまらない場合は別紙を添付してください。(別紙 有・無)										
	② 最終期日が到来している場合、最終期日時点の残高 円										
	変更金額		円	=	現在残高		円	-	変更時内入額		円
	1. 元金均等(割賦)		年	月	日から	年	月	日まで	か月毎		円
			年	月	日から	年	月	日まで	か月毎		円
初回・最終回		年	月	日		円	約定日	日・月末			
2. 一括(満期) 年 月 日に一括返済する。											
3. 元利均等(ローン) 年 月 日から か月毎 最終期限 年 月 日											
1. 年利 2. 月利 % 4. 以上に当てはまらない場合は別紙を添付してください。(別紙 有・無)											
③ 最終期日が到来している場合、最終期日時点の残高 円											
変更金額		円	=	現在残高		円	-	変更時内入額		円	
1. 元金均等(割賦)		年	月	日から	年	月	日まで	か月毎		円	
		年	月	日から	年	月	日まで	か月毎		円	
初回・最終回		年	月	日		円	約定日	日・月末			
2. 一括(満期) 年 月 日に一括返済する。											
3. 元利均等(ローン) 年 月 日から か月毎 最終期限 年 月 日											
1. 年利 2. 月利 % 4. 以上に当てはまらない場合は別紙を添付してください。(別紙 有・無)											
④ 最終期日が到来している場合、最終期日時点の残高 円											
変更金額		円	=	現在残高		円	-	変更時内入額		円	
1. 元金均等(割賦)		年	月	日から	年	月	日まで	か月毎		円	
		年	月	日から	年	月	日まで	か月毎		円	
初回・最終回		年	月	日		円	約定日	日・月末			
2. 一括(満期) 年 月 日に一括返済する。											
3. 元利均等(ローン) 年 月 日から か月毎 最終期限 年 月 日											
1. 年利 2. 月利 % 4. 以上に当てはまらない場合は別紙を添付してください。(別紙 有・無)											

5 担保 変更 ／ 6 振出 人 変更 ・ その他	該当保証番号		該当担保番号			
	①	②	③	④		
	担保		差替	追加	解除	順位
	振出人変更		差替	追加	解除	限度変更
その他の変更及び具体的内容						

様式③信用保証書

信用保証書

0012000128 02/07

御中

被保証人 (株)テスト統一書式担保	生(設立)年月日 平成20年 1月 5日	顧客番号 -----	保証番号 12U-00128
保証期間	貸付の日から 12.0か月	保証日 平成21年 1月20日	資金使途 運転
		貸付金額 15,000,000円	保証金額 貸付金額に保証割合を乗じた金額
返済方法 一括返済		保証割合 100%	保証形態 個別保証
		負担金 有	利率(割引利率) 制度融資所定の金利
		制度 兵庫県一般短期6上	
		形式 手形貸付	

連帯保証人
統一書式 担保1

条件担保は「担保別紙」のとおり

(連絡事項)

実行を中止、または実行不可能の場合、その旨の理由書を添えて保証書等一式をご返却ください。

信用保証料は以下のとおりです。	
一括支払	157,500 円

(注1) 本信用保証書の有効期限は平成21年 2月19日です。
「責任共有保証料率」とは、保証書第6条の項として、計算される
保証料を、貸付金額に対する率で表示したものです。

責任共有保証料率 1.050%

保証料総額	157,500 円
地公体負担額	0 円
清算保証料額	0 円

※ 受領していただく時期は、実行（割引）時になります。

兵庫県信用保証協会



20090401094852CT1023PRB010

(注2) お客様氏名の中で、表示できない文字は類似する文字に置き換えて表示しますが、1文字でも置き換えができない文字がある場合は、すべて「カタカナ」で表示いたします。
(注3) 制度名は略表示となる場合があります。

この用紙は「すかし」「マイクロ文字」の不正防止処理が施されています

(引当)条件担保・物上保証人用

求償の特約に関する念書

平成 年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

住 所
物上保証人

実印

1. 私は債務者 (以下甲という) の
(以下乙という) に対する債務を担保するため、乙との間に 年 月 日付
根抵当権設定契約により根抵当権を設定しております。
2. 私は貴協会が甲との信用保証委託契約（契約条項は裏面）に基づき保証した甲の乙に対す
る債務についても上記根抵当権により担保されることを確認するとともに、私と貴協会と
の負担部分に関して、次のとおり確約いたします。

記

- ① 貴協会が上記信用保証委託契約第5条第1項の弁済をされたとき、貴協会は上記根抵当
権の全部につき上記信用保証委託契約第6条の求償権の範囲で上記根抵当権を実行する
ことができます。
- ② 私が甲に代わり乙に対して弁済したとき、または上記根抵当権が実行されたときは、私
は貴協会に対し何らの求償も代位もしません。
- ③ 私は貴協会に差し入れられた別の担保について、必ずしも法定の手続きによらず、一般
に適当と認められる方法・時期・価格等により貴協会が処分しても異議はありません。

以 上

※印鑑証明書を添付してください。なお、個人の場合は「個人情報の取扱いに関する同意書」も必要です
(未提出の場合)。

※裏面の信用保証委託契約条項は、平成21年7月1日付で改正された信用保証委託契約書記載の条項を掲載
したものです。なお、適用される信用保証委託契約条項は、甲が締結した信用保証委託契約条項となります。

タエ@0908

委 任 状

平成 年 月 日

神戸市中央区浪花町62番地の1

委 任 者 兵庫県信用保証協会
(会社法人等番号 1400-05-002814)
理 事

私は、 平成 年 月 日付「根抵当権設定契約証書」

記載のと通りの根抵当権の確定の登記申請に関する一切の権限を委任します。

登記申請に対する不動産の登記識別情報通知の受領及び登記識別情報の暗号化に関する一切の権限を委任します。

代位弁済証書
(一部移転用)

平成 年 月 日

神戸市中央区浪花町62番地の1
兵庫県信用保証協会 御中

住 所
金融機関
代 表 者
④

当 是、 年 月 日付根抵当権設定契約により未記物件のうえに設定された
極度額 円也の根抵当権（ 年 月 日 法務局
受付第 号登記済）により担保されている債務者
に対する確定債権元本 円也及びこれに附帯する利息債権の一部について
貴協会より平成 年 月 日代位弁済を受けましたので、前記根抵当権の一部を移転い
たします。

なお、貴協会がこの根抵当権について単独で競売の申立をする場合、当 是、必要に応じ、
貴協会に対して「同意書」を発行いたします。

1. 代位弁済額
- | | | | | |
|----------|-------|-------|-------|-------|
| 内訳① 元 金 | 円也 | 円也 | 円也 | 円也 |
| ただし、 | 円也 | 円也 | 円也 | 円也 |
| 利息金 | 円也 | 円也 | 円也 | 円也 |
| 上記元金に対する | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| ② 元 金 | 円也 | 円也 | 円也 | 円也 |
| ただし、 | 円也 | 円也 | 円也 | 円也 |
| 利息金 | 円也 | 円也 | 円也 | 円也 |
| 上記元金に対する | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| ③ 元 金 | 円也 | 円也 | 円也 | 円也 |
| ただし、 | 円也 | 円也 | 円也 | 円也 |
| 利息金 | 円也 | 円也 | 円也 | 円也 |
| 上記元金に対する | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| ④ 元 金 | 円也 | 円也 | 円也 | 円也 |
| ただし、 | 円也 | 円也 | 円也 | 円也 |
| 利息金 | 円也 | 円也 | 円也 | 円也 |
| 上記元金に対する | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| ⑤ 元 金 | 円也 | 円也 | 円也 | 円也 |
| ただし、 | 円也 | 円也 | 円也 | 円也 |
| 利息金 | 円也 | 円也 | 円也 | 円也 |
| 上記元金に対する | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |

物 件 の 表 示

物 件 の 表 示	順位番号	所 有 者

条件担保にかかる弁済配分に関する合意書

平成 年 月 日

甲 ⑩

乙 神戸市中央区浪花町62番地の1
兵庫県信用保証協会
理 事 ⑩

(以下甲という)は根抵当権設定者 との間に
設定された根抵当権(極度額 円也、 法務局 支局
年 月 日受付第 号登記済)により担保された
債務者 に対する債権の一部を兵庫県信用保証協会(以下乙という)
から代位弁済を受けました。

これにより上記根抵当権の一部は乙に移転し、準共有となりますが、上記根抵当権の処分時
における甲の債権と乙の債権(下記条件担保債権)との弁済配分は、次のとおりとすることを
双方とも異議なく合意します。

なお、競売においては、双方とも本合意書どおりの配当になるように債権計算書を作成する
ことを確認します。

記

- 金融機関優先
根抵当権極度額 円也のうち、甲が 円也を上限に
乙より優先して弁済を受ける。
- 協 会 優 先
根抵当権極度額 円也のうち、乙が 円也を上限に
甲より優先して弁済を受ける。
- 同 順 位
根抵当権極度額 円也のうち、甲の担保枠 円也と
乙の担保枠 円也との比率(:)にて双方がそれぞれ弁済を受ける。

【条件担保債権の表示】

年 月	日付代位弁済 金	円也および損害金
年 月	日付代位弁済 金	円也および損害金

質権移転承認請求書

平成 年 月 日

保険会社 御中

住 所
原 質 権 者

印

住 所
承 継 質 権 者

印

契 約 番 号	第 号	保険金額 円
保 険 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	保 險 料 円
保険の目的所在地		
保 險 の 目 的		

原質権者は、承継質権者から 年 月 日金 円也の代位弁済を受けたことにより、原質権者が上記火災保険契約並びにその継続契約による被保険者の権利の上に設定していた質権を承継質権者に移転しましたので、承認されたく保険証券（契約書）を添え、双方連署をもって請求します。

質権一部移転承認請求書

平成 年 月 日

保険会社 御中

住 所
原 質 権 者

⑨

住 所
承 継 質 権 者

⑨

契 約 番 号	第 号	保険金額 円
保 險 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	保 險 料 円
保険の目的所在地		
保 險 の 目 的		

原質権者は、承継質権者から 年 月 日金 円也の代位弁済を受けたことにより、原質権者が上記火災保険契約並びにその継続契約による被保険者の権利の上に設定していた質権を承継質権者に一部移転しましたので、承認されたく保険証券（契約書）を添え、双方連署をもって請求します。
なお、保険証券については、原質権が承継質権者のために代理占有することを承認します。

(条件担保・相続人用)

担保提供者死亡による相続登記の念書

平成 年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

住 所
相続人 ⑩

住 所
相続人 ⑩

住 所
相続人 ⑩

1. 私たちは亡 が、債務者 (以下甲という) の
(以下乙という) に対する債務を担保するため、乙との間に
年 月 日付根抵当権設定契約 (法務局 支局 年 月
日受付第 号登記済) により極度額 万円の根抵当権を設定して
いることを確認のうえ、今般、相続人として引き続き担保提供することを承諾するととも
に、6ヵ月以内に相続登記を完了することを確約いたします。
2. 私たちは貴協会が甲との信用保証委託契約(契約条項は裏面)に基づき保証した甲の乙に
対する債務についても上記根抵当権により担保されることを確認するとともに私と貴協会
との負担部分に関して、次のとおり確約いたします。

記

- ① 貴協会が上記信用保証委託契約第5条第1項の弁済をされたとき、貴協会は上記根抵当
権の全部につき上記信用保証委託契約第6条の求償権の範囲で上記根抵当権を実行する
ことができます。
- ② 私たちが甲に代わり乙に対して弁済したとき、または上記根抵当権が実行されたときは、
私は貴協会に対し何らの求償も代位もしません。
- ③ 私たちは貴協会に差し入れられた別の担保について、必ずしも法定の手続きによらず、一
般に適当と認められる方法・時期・価格等により貴協会が処分しても異議はありません。
- 以 上

(注) 印鑑証明書、個人情報の取扱いに関する同意書を添付して下さい。

【平成 22 年 4 月改正版】
(条件外担保用)

協会劣後弁済にかかる念書

平成 年 月 日

御中

神戸市中央区浪花町 6 2 番地の 1
兵庫県信用保証協会
理 事

㊞

下記根抵当権については、当協会が貴 に対し代位弁済を履行した
ことにより、その一部が当協会に移転し、準共有となりますが、本根抵当権の処
分時においては、貴 のプロパー債権（保証会社保証付を除く。）
が当協会の求償権に優先して弁済を受けることに異議なく承諾いたします。

記

根抵当権の表示

1. 年 月 日付根抵当権設定契約証書に基づく
極度額 円の根抵当権
2. 登記
法務局 支局
年 月 日受付第 号
3. 債務者
4. 根抵当権設定者

競売申立に関する同意書

平成 年 月 日

兵庫県信用保証協会 御中

金融機関
代 表 者

印

当方は、下記物件につき、法務局 支局 年 月 日
受付第 号により極度額 円也の登記を受けた根抵
当権の被担保債権金 円を貴協会から代位弁済を受けたことによ
り、根抵当権の一部を移転しました。

ついては、今般、貴協会が上記根抵当権を単独で実行することに異議なく同意
します。

物 件 の 表 示